

告 示

埼玉県告示第百五十八号

坂戸市から坂戸都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元 裕